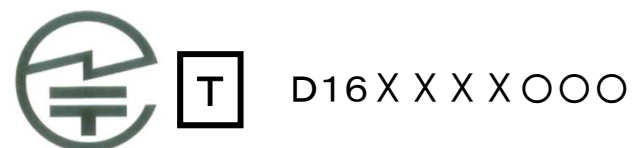


電気通信事業法に基づく 端末設備等規則第9条についての見解



2016年5月21日 改定版

一般財団法人電気通信端末機器審査協会
株式会社ディーエスピーリサーチ

注：本改定版は2010年4月発行の「電気通信事業法に基づく端末設備等規則第9条についての見解：JATE/JVLATE」を
基に法令の改正を反映し、改定したものである。

解 説

「端末設備内において電波を使用する端末設備」は、端末設備等規則第9条に基づき認定対象設備となります。

- ・ 使用する無線設備の区別と一般的な無線通信手順を別表に示します。
具体的な審査対象の範囲は、別図(ケース1、2、3)の通りです。

既認定機器の後位に接続されるようなケースは、その大半が10/100BASEのインターフェースですので、そのインターフェースを分界点として 原則としてD認定を行います。ただし、前位の機器がA又はCに特定される場合は、特定されるA、C認定を行ことになります。

ケース1: 端末設備内において別表の電波を使用する端末設備は、ケース1として通常の審査方法となります。

ケース2: 一般的な無線通信手順の場合、上記ケース1 の接続形態の親機として認定いたします。

ケース3: 一般的な無線通信手順の場合、親機(既認定品)に接続される子機として認定いたします。

公衆無線LAN型接続形態の場合は、端末設備等規則第34条の8の規定に基づき、告示第103号^(*)により電気通信事業の用に供する電気通信回線設備との接続において電波を使用する端末設備を規定する別表第5号(無線設備を使用する専用回線設備等端末)に無線LAN関連の端末が規定されました。

この規定により、ケース3の接続形態は、継続いたしますが、あらたに無線設備を使用する専用回線設備等端末(デジタルデータ伝送用設備端末)としての認定が必要となりました。

・ その他

- 1 一般的な無線マウス・無線キーボード等は、電気通信事業法に基づく電気通信事業者の役務(音声役務、データ伝送役務)にあたらないため、認定対象外とします。
- 2 無線ヘッドセット(ハンドセット)は、前述の音声役務に当たるため認定対象といたします。
また設備規則第3章(安全性等)の第7条(過大音響衝撃の発生防止)も適用されます。

* 平成23年総務省告示第87号(インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電氣的条件等を定める件)の一部を改正する告示 (平成28年3月29日改正、平成28年5月21日施行)

別表：端末設備内で電波を使用する端末

使用する無線設備の区別		第9条を適用	第34条の8を適用
・微弱無線局 (施 第6条第1項)		△	
・コードレス電話の無線局 (設 第49条の8)		△	
・テレメーター用等の特定小電力無線局 (設 第49条の14)		△	
・体内埋込型医療用データ伝送用の特定小電力無線局 (設 第49条の14)		△	
・動物検知通報システム用の特定小電力無線局 (設 第49条の14)		△	
・小電力セキュリティシステムの無線局 (設 第49条の17)		△	
・小電力データ通信システムの無線局 (施 第6条第4項第4号)		* 次頁参照	* 次頁参照
・狭帯域TDMAデジタルコードレス電話の無線局 (設 第49条の8の2)		○	
・広帯域TDMAデジタルコードレス電話の無線局 (設 第49条の8の2の2)		△	
・TDMA/OFDMAデジタルコードレス電話の無線局 (設 第49条の8の2の3)		△	
・PHSの陸上移動局 (設 第49条の8の3)		○	○
・5GHz帯無線アクセスシステムの無線局 (設 第49条の21)	IEEE802.11j/n	○	□
	上記以外	○	□
・超広帯域無線システムの無線局 (設 第49条の27)		△	
・700MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局 (設 第49条の22の2)		△	

○：一般的な無線通信手段 △：ケース1のみの審査方法となる(一般的ではない無線通信手順)

□：第9条の技術基準を準用

施：電波法施行規則 設：無線設備規則

別表：端末設備内で電波を使用する端末

使用する無線設備の区別		第9条を適用	第34条の8を適用
・2.4GHz帯高度化小電力データ通信システムの無線局 (設 第49条の20第1号)	IEEE802.11b/g/n	■	○
	Bluetooth及び上記以外	○	
・2.4GHz帯小電力データ通信システムの無線局 (設 第49条の20第2号)	IEEE802.11b	■	○
	上記以外	○	
・5GHz帯小電力データ通信システムの無線局 (設 第49条の20第3号)	IEEE802.11a/n/ac	■	○
	上記以外	○	
・5GHz帯小電力データ通信システムの無線局 (設 第49条の20第4号)	IEEE802.11a/n/ac	■	○
	上記以外	○	
・5GHz帯小電力データ通信システムの無線局 (設 第49条の20第5号)	IEEE802.11ac	■	○
	上記以外	○	
・準ミリ波帯小電力データ通信システムの無線局 (設 第49条の20第6号)		△	
・ミリ波帯小電力データ通信システムの無線局 (設 第49条の20第7号)	IEEE802.11ad	○	
	上記以外	○	

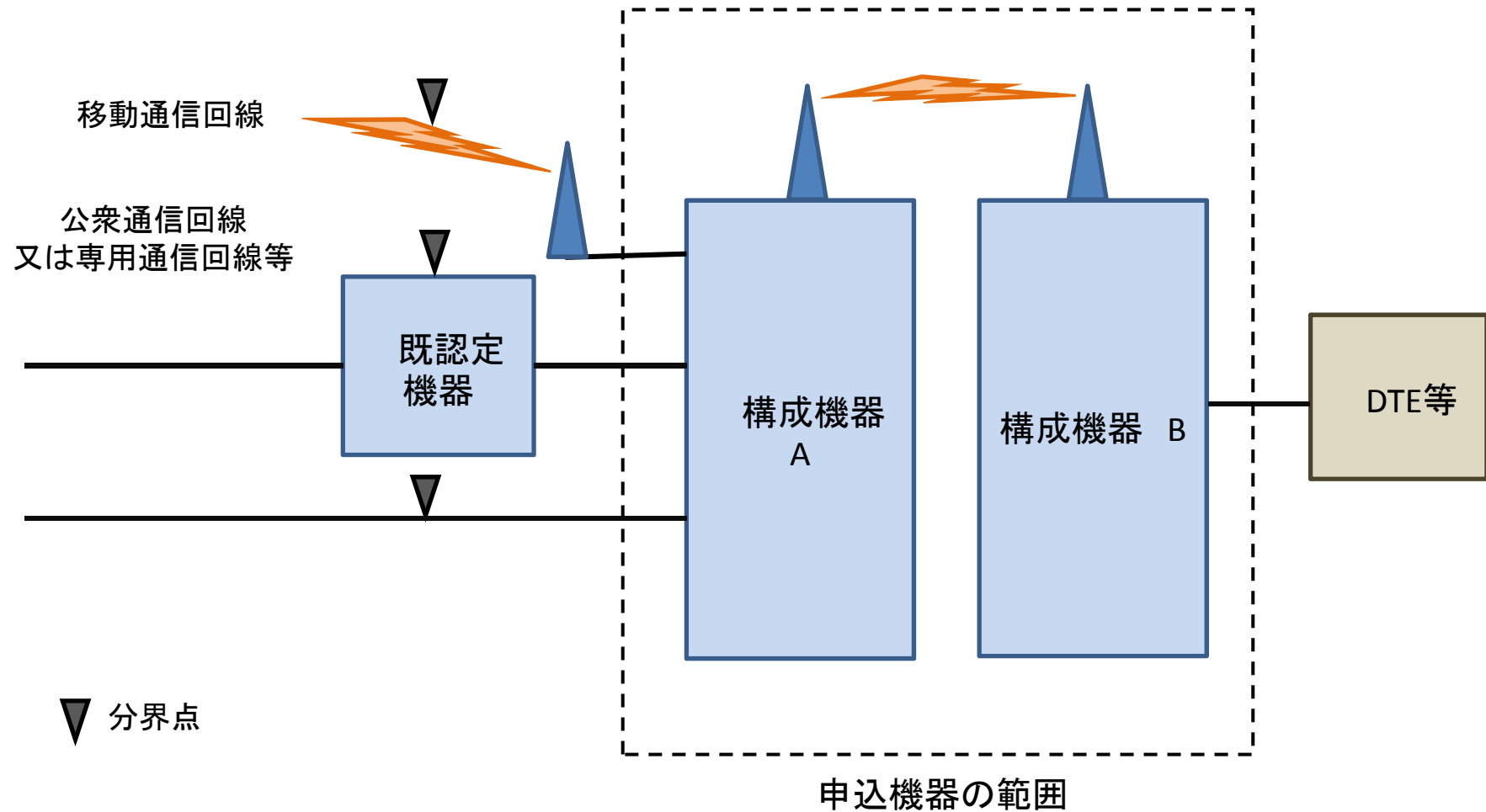
○：一般的な無線通信手段 △：ケース1のみの審査方法となる（一般的ではない無線通信手順）

■：第34条の8に包含（第34条の8：主、第9条：従）

施：電波法施行規則 設：無線設備規則

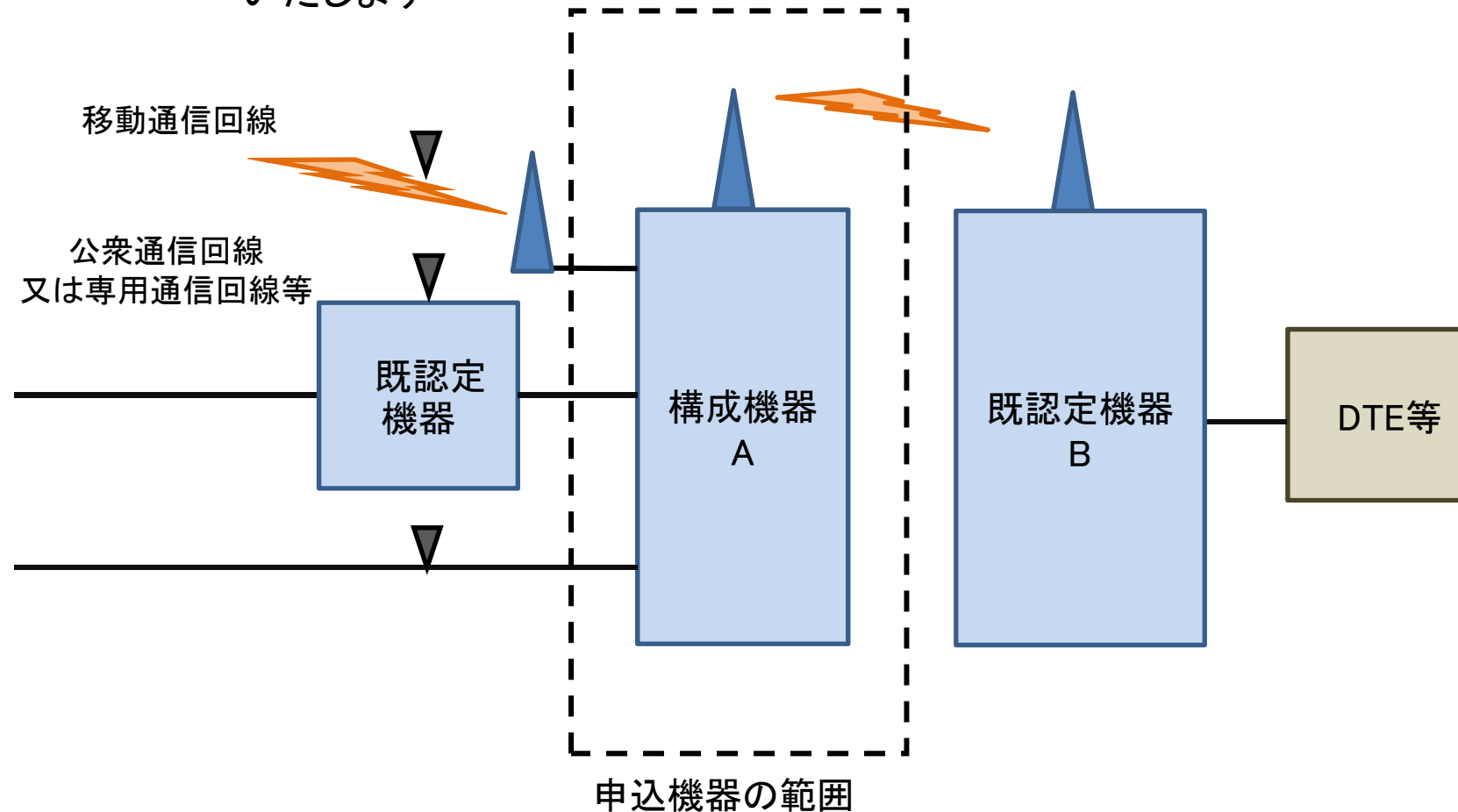
第9条の審査対象の範囲(1/3)

- ケース1 : 端末設備内において別表の電波を使用する端末設備は、ケース1として通常の審査方法となります。



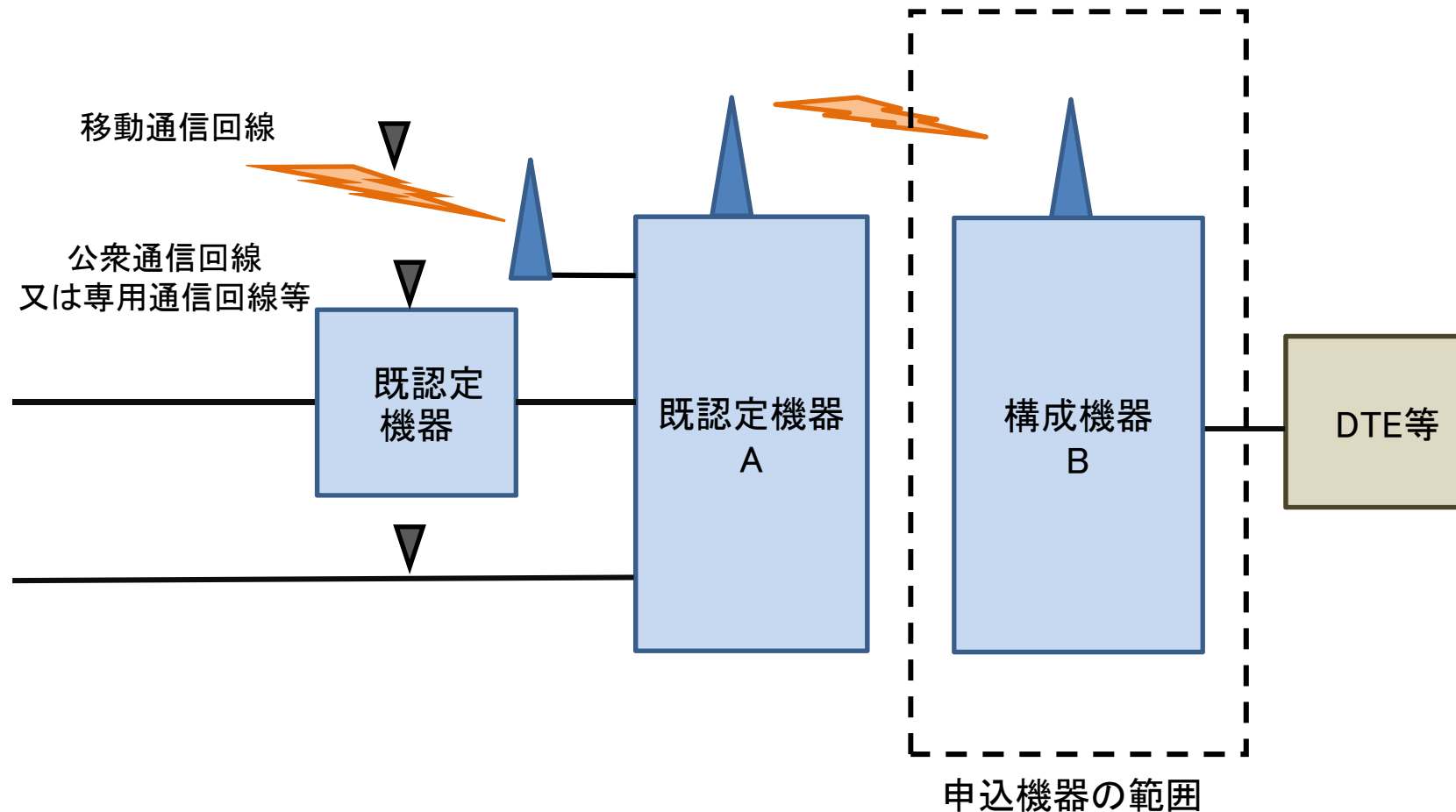
第9条の審査対象の範囲(2/3)

ケース2 : 一般的な無線通信手順の場合、ケース1 の接続形態の親機として認定いたします



第9条の審査対象の範囲(3/3)

ケース3 : 一般的な無線通信手順の場合、親機(既認定品)に接続される子機として認定いたします



電気通信事業法端末設備等規則第7章専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末設備の改正

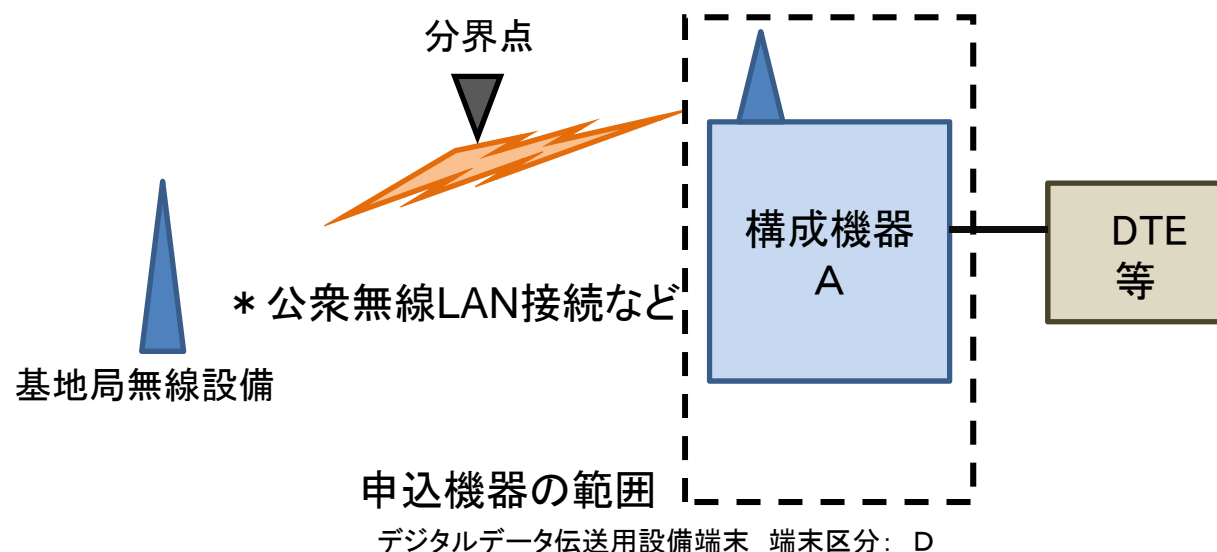
当規則第34条の8の規定に基づき、告示103号(*)により電気通信事業の用に供する電気通信回線設備との接続において電波を使用する端末設備を規定する別表第5号(無線設備を使用する専用回線設備等端末)に無線LAN関連の端末が規定されました。

総務省告示第103号 (抜粋)

別表第5号に次のように加える。

第7 無線設備規則第49条の20第1号から第5号までに規定する小電力データ通信システムの無線局の無線設備を使用する端末設備の電気的条件等

- 1 識別符号の符号長
- 2 使用する電波の周波数が空き状態であることの判定



この規定により、左図のような接続形態は第9条の規定以外、移動公衆通信回線との接続としての専用通信回線設備等端末として端末認定を実施し、その端末は、通信事業者の接続を拒めない移動通信回線端末となります。また、告示103号に定める技術基準が本文の第9条に定める技術基準と同等のため当認定を「主」、第9条の認定(ケース3)を「従」といたします。

* 平成23年総務省告示第87号(インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件等を定める件)の一部を改正する告示 (平成28年3月29日改正、平成28年5月21日施行)

参考：端末設備等規則（第9条）

第九条 端末設備を構成する一の部分と他の部分相互間において電波を使用する端末設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

- 一 総務大臣が別に告示する条件に適合する識別符号（端末設備に使用される無線設備を識別するための符号であつて、通信路の設定に当たつてその照合が行われるものをいう。）を有すること。
- 二 使用する電波の周波数が空き状態であるかどうかについて、総務大臣が別に告示するところにより判定を行い、空き状態である場合にのみ通信路を設定するものであること。ただし、総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。
- 三 使用される無線設備は、一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

* 関連告示：端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等（端末設備規則第9条）：平成6年郵政省告示第424号（最終改正 平20.8.29第479号）

修正履歴

- 2010/04: 初版制定
- 2011/12/14: 別表に700MHz帯高度道路交通システム追加
(平成6年郵政省告示第72号に無線局の種別の追加による。)
- 2013/04/01: JATEが一般財団法人に移行
- 2013/12/25: 別表の超広帯域無線システムが告示に追加
(平成6年郵政省告示第72号改正(平成25年12月25日)による。)
- 2015/11/30: ミリ波データ伝送用特定小電力無線局の小電力データ通信
システムへの移行
(平成6年郵政省告示72号改正(平成27年11月30日)他による。)
- 2016/05/21: 公衆無線LANの技術基準追加
(平成23年総務省告示第87号改正(平成28年3月29日)による。)